

## 第 2 1 号議案

東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 生 沼 正 篤  
職務代理者副区長

( 提案理由 )

この案は、「はばたきプラン 2 1 」推進会議の委員に対する報酬及び費用弁償の額を定めるため提出します。

東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	区長	東京都台東区みどりの審議会	日額 学識委員 16,000円 委員 8,000円	8級の職務にある者相当額	を
	教育委員会	東京都台東区社会教育委員	日額 8,000円	8級の職務にある者相当額	」

「	区長	東京都台東区みどりの審議会	日額 学識委員 16,000円 委員 8,000円	8級の職務にある者相当額	に
	区長	「はばたきプラン21」推進会議	日額 会長 18,000円 学識委員 16,000円 委員 8,000円	8級の職務にある者相当額	
	教育委員会	東京都台東区社会教育委員	日額 8,000円	8級の職務にある者相当額	

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。